

警察庁丁運発第43号
平成20年5月19日

財団法人全日本ろうあ連盟
理事長 安藤 豊喜
社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 高岡 正
障害者欠格条項をなくす会
共同代表 福島智・大熊由紀子

殿

警察庁交通局運転免許課長
広 畑 義 久

2008年5月15日付け要望書について

日頃から運転免許行政の各般にわたり、とりわけ、今回の改正道路交通法の施行に当たり、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2008年5月15日付けで要望書をいただきましたが、これについては下記のとおり考えております。

記

- 1 聴覚に障害のある方が運転できる自動車等を「専ら人を運搬する構造の普通自動車」としたことについて

現行の聴力に係る適性試験の合格基準に達しない聴覚に障害のある方についても、ワイドミラーを活用し、慎重な運転を行うことによって、普通自動車を安全に運転することができるものと認められたことから、ワイドミラーの装着を条件に、聴覚に障害のある方の普通自動車免許の取得を可能とすることを説明してまいりました。こうしたワイドミラーの装着によって確保しようとする視界は、車両の後方及び運転者席の反対側の斜め後方の交通状況であり、ワイドミラーの装着によって、構造上、これが確保されることが必要であると考えており、今回、聴覚に障害のある方の運転については、交通の安全を確保するため、まずは、安全性を確認している専ら人を運搬する構造の普通自動車から始めることとしたことを御理解いただきますようお願いいたします。

なお、ワイドミラーの装着や専ら人を運搬する構造の普通自動車に限定する旨の条件を付すことを規定する改正道路交通法施行規則は、5月15日国家公安委員会において決定され、20日に公布予定です。

- 2 今後の予定について

今後の制度の見直しについては、法改正時の附帯決議の趣旨も踏まえ、改正後の施行状況を見ながら、皆様を始めとする関係団体との意見交換を

実施するなどして、聴覚に障害のある方の社会参加の拡大という要請と交通安全の確保という要請との調和を図りつつ、必要な調査・検討を行っていきますので、皆様の御理解と御協力を引き続きお願いします。